

## 8. 非課税範囲の改正

非課税を判定する所得に10万円が加算され、非課税措置の対象にひとり親が追加されました。

(1) 「均等割」「所得割」ともに課税されない方

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方又は本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する方で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入で204万4千円未満）の方

②前年中の合計所得金額が次の計算で求めた金額以下の方

ア：同一生計配偶者または扶養親族がない場合

$$28\text{万円} + 10\text{万円} = 38\text{万円以下}$$

イ：同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}【16歳未満含】 + 1【本人】) + 16\text{万}8\text{千円} + 10\text{万円}$$

(2) 「所得割」が課税されない方

①前年中の総所得金額等が次の計算で求めた金額以下の方

ア：同一生計配偶者または扶養親族がない場合

$$35\text{万円} + 10\text{万円} = 45\text{万円以下}$$

イ：同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}【16歳未満含】 + 1【本人】) + 32\text{万円} + 10\text{万円}$$

要件等		合計所得金額	
		改正前	改正後
非課税措置	生活保護法の規定による生活扶助を受けている方	—	—
	本人が障害者、未成年、寡婦又は寡夫※改正後はひとり親又は寡婦	125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合	28万円以下	38万円以下
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合	28万円×同一生計人数+16.8万円	28万円×同一生計人数+16.8万円 +10万円
所得割の非課税限度額	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合	35万円以下	45万円以下
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合	35万円×同一生計人数+32万円	35万円×同一生計人数+32万円 +10万円

※同一生計人数：同一生計配偶者+扶養人数の数（16歳未満含）+1（本人）の合計数

要件	改正前	改正後
家内労働者特例 (必要経費の最低保証額)	65万円	55万円